

生命の保障編

とても便利でスピーディ! 自己申告で、入院・手術共済金等をご請求いただけます!



通常のご請求では病院が発行する診断書をご提出いただきますが、所定の条件を満たした場合には「**生命共済治療報告書**」による**自己申告と診療明細書等の提出のみ**で共済金をご請求いただけます。

「生命共済治療報告書」の3大メリット!!



1 診断書の取得に必要な費用がかからないのがうれしいわ。



2 病院まで行って診断書を取得する手間が省けるので便利だね。



3 共済金の請求がすぐにできて助かるわ。

利用条件

治療共済金・入院時諸費用共済金・入院共済金・入院見舞金・通院共済金をご請求する場合

- 契約日から2年以上経過しており、今回ご請求いただく入通院日数が30日以内であること。
- 退院していること。

手術共済金をご請求する場合

- 契約日から2年以上経過していること。 など

※左記の利用条件を満たしても、ご利用いただけない場合もございます。
 ※左記の利用条件は令和4年4月現在のものです。
 ※ご利用条件ならびに所定の治療報告書については、ご加入のJAへお問い合わせください。



POINT

傷害共済においても、所定の治療報告書で共済金をご請求いただける場合があります。

詳しくはお近くのJA (または担当者) にお問い合わせください。

お問い合わせは